⑶　Subject matter of the contract : Seismic Reinforcement Work of kanno viaduct bridge in Tokyo Wan Aqua-Line Expressway

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 March 2025

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 5 August 2025

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Yamada Ryota, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama Prefecture, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

資　格

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において独立行政法人造幣局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和７年２月３日

独立行政法人造幣局理事　佐藤　雄作

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

１　契約の種類及び業種の区分　競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

⑴　建設工事（総合建設工事）　①土木一式工事　②建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）　①大工工事　②左官工事　③とび・土工・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪舗装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事　㉗解体工事　㉘その他

⑶　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

２　申請の時期　郵送又は持参により令和７年２月３日から受け付けることとする。ただし、持参する場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとし、受付時間は９時から12時、13時から17時とする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、造幣局ホームページ（https://www.mint.go.jp/）にアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別記１に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

⑵　申請書の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）は、申請書に次に掲げる申請の添付書類を添付した上で、等級決定通知書送付にかかる封筒（110円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））を添えて、別記１に掲げる申請場所に提出することとする。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

⑶　申請の添付書類

①　建設工事

ⓐ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

ⓑ　工事経歴書

ⓒ　営業所一覧表

ⓓ　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その２）、納税証明書（その３の２）、納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）又はその写し

ⓔ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

ⓕ　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

ⓖ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓗ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓘ　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、ⓐの書類に代えて、次のⓙ～ⓚの書類を添付するものとする。

ⓙ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ⓚ　財務諸表類（直前２年度分）

令和５・６年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次のⓛ～ⓝの書類を合わせて添付するものとする。

ⓛ　更生手続等開始の決定書の写し

ⓜ　貸借対照表及び損益計算書

ⓝ　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

ⓞ　等級決定通知書送付にかかる封筒（110円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））

②　測量・建設コンサルタント等

ⓐ　測量等実績調書

ⓑ　技術者経歴書

ⓒ　営業所一覧表

ⓓ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ⓔ　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

ⓕ　納税証明書その３等又はその写し

ⓖ　財務諸表類（直前１年度分）

［注］　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもってⓓ及びⓔに掲げる書類並びにⓑ及びⓖに掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

イ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）　測量法第55条の８に規定する書類の写し

ロ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ハ　地質調査登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し